

愛媛県観光ホームページ広告募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、愛媛県観光ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づき、愛媛県（以下「県」という。）が管理する観光ホームページ「いよ観ネット」（以下「県観光ホームページ」という。）のトップページに掲載する広告を募集するに際して必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載料)

第2条 広告枠1枠あたりの広告の掲載料は、次の各号によるものとし、県が指定する日までに納入するものとする。

(1) 一般社団法人愛媛県観光物産協会会員

月額10,000円（消費税及び地方消費税相当分を含む。）

(2) 前号以外の者

月額20,000円（消費税及び地方消費税相当分を含む。）

2 1つの枠の分割、複数の枠の統合はできないものとする。

3 広告掲載料の納入に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の提出等)

第3条 要領第10条に関する事項は、次の各号によるものとする。

(1) 提出期限 別紙広告掲載標準スケジュールのとおり

(2) 提出先 愛媛県経済労働部観光交流局観光物産課（松山市一番町4-4-2）

(3) 広告の提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(4) 提出された書類・データの返却はしない。

(契約書の締結)

第4条 要領第10条第4項の承認を受け、広告の掲載をするにあたって、県と広告主は、当該広告事業に係る契約を年度毎に締結するものとする。

(例) 5月～翌年4月に掲載するための契約を4月に締結する。

2 前項の契約の締結にあたっては、契約書（別添案）を取り交わすものとする。

(広告主の募集・選定)

第5条 要領第7条第2項に関する事項は、次の各号によるものとする。

(1) 広告の掲載を希望する広告主は、別紙広告掲載標準スケジュールに従うとともに、別紙様式にて県の募集に対し申し込むものとする。

(2) 前号の申込みに要する費用は、広告主の負担とする。

(3) 広告主より申込みがあった場合、県は愛媛県広告事業実施要綱及び要領に基づき審査する。

- (4) 前号の審査で、掲載が適当であると認められた者が、掲載可能な掲載枠を越える場合には、要領第9条の順位に基づき審査する。
- (5) 前号の審査により順位の優劣を判断することができない場合は、県が指定する日時にくじを引き、掲載できる者を決定するものとする。

附 則

この要項は、平成20年2月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

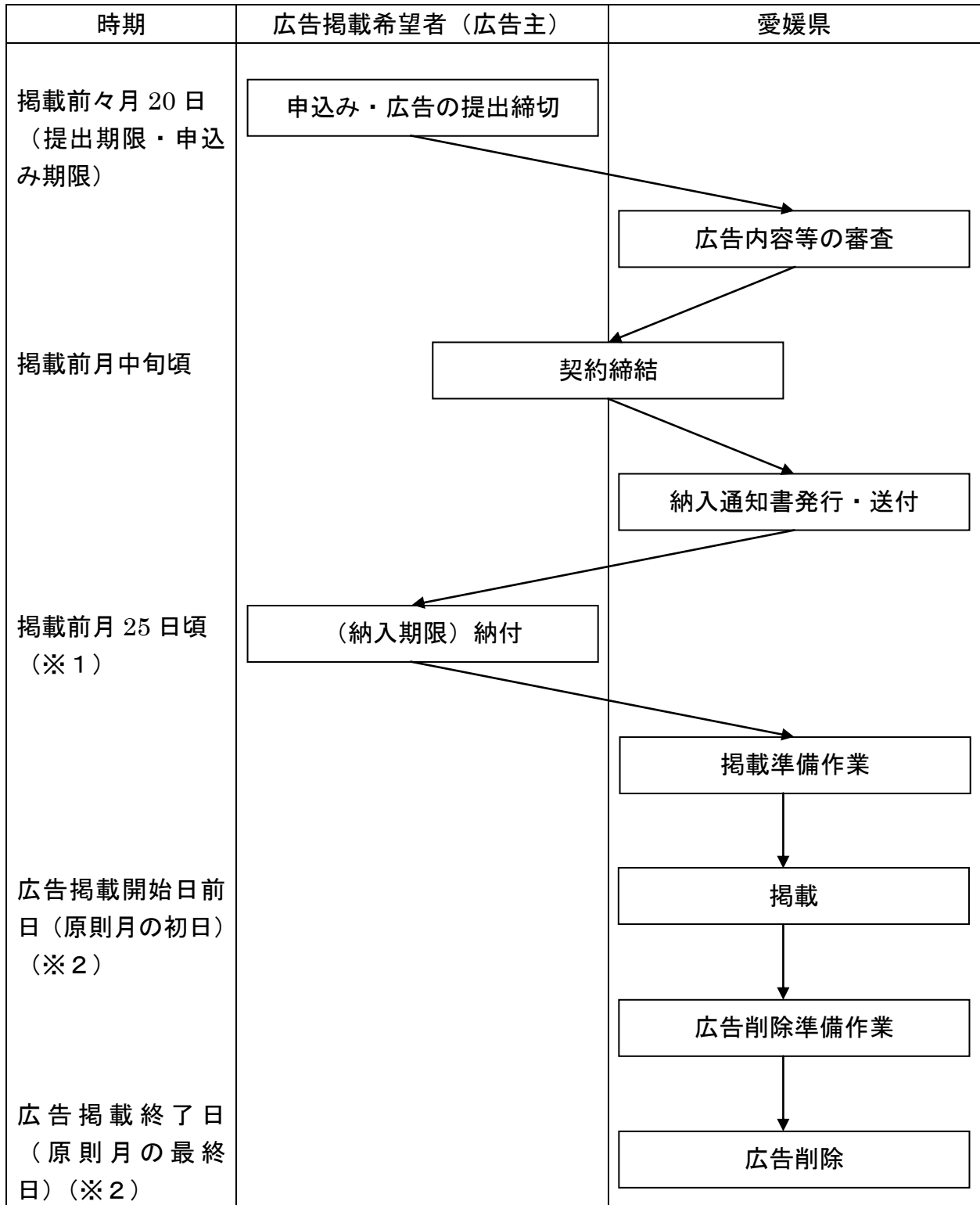
附 則

この要項は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

広告掲載標準スケジュール



このスケジュールは標準の場合であり、審査等の事務作業の進捗状況により希望される掲載開始日に広告を掲載できない場合があります。

（※ 1）納入期限は、納入通知書送付時に県が指定する。（要項第 2 条第 1 項）

（広告掲載後に納入通知書を送付する場合があります。）

（※ 2）当該日が県の休日にあたる場合には、当該日の直前の開庁日とする。（要領第 8 条、要領第 11 条第 3 項）